ＮＨＫ受信料制度等検討委員会
第１８回会合 議事要旨

■　日 時

２０１９年4月１９日（金）　１６：００～１６：３０

■　場 所

ＮＨＫ放送センター　５階会議室

■　出席者

【委員】（五十音順、敬称略）
安藤英義、鈴木秀美、山内弘隆、山野目章夫、山本隆司（５名）

【オブザーバー】（敬称略）
平松剛実（１名）

■　議事次第

１　開会
２　報告事項（１）負担軽減策「設置月無料化」に関する意見募集について
３　報告事項（２）負担軽減策「奨学金受給対象などの学生への免除」の申請受付状況について
４　報告事項（３）放送法改正案について

■　議事概要

１　開会

事務局より、本日の会合概要および資料に関する説明があった。

２　報告事項（１）負担軽減策「設置月無料化」に関する意見募集について

事務局より、受信料の負担軽減策のひとつである「設置月無料化」について、２０１９年４月１２日～２５日の日程で意見募集を実施中である旨の報告があった。

３　報告事項（２）負担軽減策「奨学金受給対象などの学生への免除」の申請受付状況について

事務局より、２０１９年２月より施行した「奨学金受給対象などの学生への免除」について、現在までの免除申請の受付状況について報告があった。
具体的には、当初の想定では現時点で１８万件程度の受付を見込んでいたが、想定の半数程度の受付数である旨が報告された。ＮＨＫは、今後も、文書や放

送、訪問員による説明等の多様な機会を通じて周知に努めていく旨の報告があった。

その後、意見交換が行われた。

意見交換においては、以下のような発言があった。

- 「奨学金受給対象などの学生への免除」の申請受付の件数が予想よりも少ない点について、今後も情報を広く周知していくことが大切と考える。

4　報告事項（３）放送法改正案について

事務局より、総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第２２回会合（２０１９年３月１１日）資料「放送法の一部を改正する法律案について」に基づき、国会に提出されている放送法改正案の内容について、ＮＨＫのインターネット活用業務の対象を拡大すること、ＮＨＫグループの適正な経営を確保するための制度を充実させること等の記載がある旨の説明がされた。

その後、意見交換が行われた。

意見交換においては、以下のような発言があった。

- ＮＨＫにとっては大改正だと思われる。
- 新旧対照表を見ていて、新法２０条２項２号と３号とで違いがあるが、この違いの趣旨は何か。
  - ２号はＢｔｏＣ、３号はＢｔｏＢの規定である。今回の改正案は、ＢｔｏＣの常時同時配信を認めるというものになっている。
- 中期経営計画について経営委員会がパブリックコメントを実施するという説明だったと理解しているが、パブリックコメントの内容をどのように反映させるかという点で執行部が実施するのと経営委員会が実施するのでは大きく意味合いが異なると考える。

以上